# IV 不祥事類別 研修用ワークシート

# 事例8 「交通事故・違反(飲酒運転)」(①通常版)

#### <事例>

A教諭の中学校では忘年会が計画されていた。管理職や幹事から事前に「忘年会に車での参加はしないように」との指示があったので、当日A教諭は公共交通機関で出勤し、午前1時頃タクシーで帰宅した。

翌朝、A教諭は自動車を運転して自宅を出発した。出勤途上の信号機のない交差点で、 A教諭が一旦停止をせず直進しようとした際、右方から直進してきた自動車と出会い頭に 衝突し、相手方の運転手に全治2か月の重傷を負わせた。

警察で事情聴取を受けた際、A教諭の呼気からアルコール臭がすると警察官に指摘され、呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

質問1	この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。
質問2	A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。
	この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでし
3	ょうか。

質問 4 ———	この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。
問5	この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけ
lä	ばよいと思いますか。
l	
FBB C	7 0 丰阳之 十级2 Pt
.问り	この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。
ŧ	
_	

# IV 不祥事類別 研修用ワークシート

# 事例8 「交通事故・違反(飲酒運転)」(②短時間版)

#### <事例>

A教諭の中学校では忘年会が計画されていた。管理職や幹事から事前に「忘年会に車での参加はしないように」との指示があったので、当日A教諭は公共交通機関で出勤し、午前1時頃タクシーで帰宅した。

翌朝、A教諭は自動車を運転して自宅を出発した。出勤途上の信号機のない交差点で、 A教諭が一旦停止をせず直進しようとした際、右方から直進してきた自動車と出会い頭に 衝突し、相手方の運転手に全治2か月の重傷を負わせた。

警察で事情聴取を受けた際、A教諭の呼気からアルコール臭がすると警察官に指摘され、呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。	
	_
質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)	j -
質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。	
質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいた ばよいと思いますか。	•

# IV 不祥事類別 解説

# 解説:事例8 「交通事故・違反(飲酒運転)」

# 1 事例の問題点

- ・ 飲酒運転のもたらす危険性についての認識が甘く、自分には関係ない、大丈夫である といった過信が見られること。
- ・ 教職員の交通事故防止について、とりわけ飲酒運転撲滅のために社会全体で取り組ん でいる中での事故であり、自覚のない自己中心的で反社会的な行動であること。

# 2 問われる責任

# (1) 懲戒処分の取扱い

「『教職員の懲戒処分及び公表の指針』 悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準(標準例)」より

	違反及び事故の態様	基準
食	欠酒運転を行った場合	
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教	免職
	職員	
3	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員	免職又は停職
4	3で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
5	酒気帯び運転をした教職員	免職又は停職
6	5で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
食	炊酒運転を幇助した場合	
7	飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供し、提供	免職又は停職
	を受けた者が飲酒運転を行った場合	
8	飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供	免職、停職又は
	を受けた者が飲酒運転を行った場合	減給
9	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運	免職、停職又は
	転をしている車両に同乗した場合	減給

※ 免職及び停職(飲酒運転を行った場合に限る)の事例にあっては、学校名、氏名、 職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第Ⅲ章を参照ください。

# (2) その他、考えられる責任

○ 行政上の責任……運転免許取消・停止等

- 刑事上の責任・・・・・拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任・・・・・損害賠償等

# 3 発生後の対応

#### 【当該教職員】

- ・ 負傷者の救護、救急車の手配、現場保存と二次的被害の防止
- ・ 管理職へ事故第一報
- ・ 警察への届け出、事実確認
- ・ 相手の住所、氏名、生年月日、連絡先等の確認
- ・ 目撃者等の確認
- ・ 負傷者搬送先の病院名、負傷の部位、程度の把握
- ・ 相手方への謝罪、見舞い

#### 【管理職】

- ・ 状況把握及び補足処置の指示
- ・ 管理職等の現場への派遣
- ・ 措置状況の確認と補足措置
- ・ 教育委員会への事故第一報、以降適宜報告。事故報告書の作成、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 当該教職員への指導、場合によっては相手方の謝罪、見舞い等の随行
- ・ 他の教職員への説明、指導
- ・ 状況により保護者、児童生徒への対応

# 4 防止のためのチェックポイント

	学校は、教職員の飲酒運転の防止に向けて、校内研修等により教職員への指導や啓発 :行っているか。
□	校長は、自動車の公務使用を行う教職員に対して、運転開始前及び運転終了後に酒気
#	がの有無を確認し記録するなどの手続きを確実に行っているか。
□	飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さについて、被害者やその関係者の立場に立ち、交
Æ	望事故撲滅の視点で研修会を実施し、意識改革を図っているか。
□	教職員で行われる飲酒を伴う懇親会等の際には、事前に飲酒運転の防止の徹底の指導
*	、飲酒前の自家用車を運転する者の確認等の対応が行われているか。
	「酒の多少にかかわらず、たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しない と」、「飲酒する場所には自家用車で行かないこと」を徹底しているか。
□	自転車も軽車両であり、飲酒をした場合は、自動車と同様に飲酒運転となることを理 ないるか。
□	飲酒した翌日であっても、飲酒の量や本人の体調によってはアルコールが体内に残り、
濯	質気帯び運転になることを理解しているか。

- □ 飲酒運転に同乗した者、車を運転する者に酒をすすめた者も、同罪であることを認識 しているか。
- □ 飲酒運転は事故を起こさなくても、刑事処分や行政処分の対象となることを理解して いるか。

# 5 関係法令、通知等(概要)

◎「道路交通法」

第65条(酒気帯び運転等の禁止)

- …① 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
  - ③ 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

第117条の2 (第65条の罰則)

…酒に酔った状態で運転した者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

第117条の2の2 (第65条の罰則)

- …酒気帯び状態で運転した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ◎「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」

第2条及び第3条(危険運転致死傷)

…人を負傷させた者は 15 年以下の拘禁刑、人を死亡させた者は 1 年以上の有期 拘禁刑等

第5条(過失運転致死傷)

- …死傷させた者は7年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ◎「県立学校教育職員の自家用自動車等公務使用に関する取扱要綱」(一部改正:令和4年 4月12日付け島教企第73号)(※)

第11条(酒気帯びの有無の確認等)

- …① 校長は、自家用自動車の公務使用をする教育職員に対して、運転業務開始 前及び運転業務終了後に酒気帯びの有無の確認を行わなければならない。
  - ② 校長は、前項の規定により教育職員の酒気帯びを確認したときは、運転に 従事させてはならない。
  - ③ 校長は、第1項の確認を行ったときは、確認した内容をアルコール検査記録簿(別記様式3)に記録しなければならない。
- ※市町村立学校教職員については、各市町村の例規によること。
- ◎県立学校:「教職員の交通事故、交通違反の取扱い等について」(一部改正:令和5年12月15日付け島教総第731号)
- ◎市町村立学校:「市町村立小・中学校等教職員の交通事故、交通違反の取扱い等について」 (一部改正:令和6年4月1日付け島教企第70号)

# 6 類似事例

- 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去 に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。
  - ※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。 研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

#### (類似事例1:交通事故・違反(飲酒運転))

高等学校勤務のA教諭は、3年生の担任を受け持っているほか、○○部の監督として 熱心に指導していた。

夏の大会が終わった後、A教諭は〇〇部に属する3年生の保護者から慰労会の誘いを 受けて出席し、ビール大瓶3本、日本酒2合程度を飲酒した後、その会場から自家用車 を駐車している勤務校に歩いて戻った。

A教諭は、明朝早くから私事で自分の車を使用したかったので、車内で3時間ほど仮眠した後、自分の車を運転して帰宅途中、センターラインをオーバーしたため対向車と衝突事故を起こし、相手方に重傷を負わせた。

A教諭は、道路交通法違反(酒酔い運転)の容疑で警察に逮捕された。

〈例:懲戒免職〉

#### (類似事例2:交通事故・違反(飲酒運転))

A教諭は、休日の昼食時に飲酒した後に仮眠し、目を覚ました後に午後4時50分頃から午後5時頃までの間、自家用自動車を運転し、自宅から近くの交差点まで走行し、同交差点で停止していた時追突され、頚椎捻挫による全治1か月未満の傷害を負った。

A教諭は警察の事情聴取中に呼気からアルコール臭がすると指摘され、呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

〈例:懲戒免職〉

#### (類似事例3:交通事故・違反(飲酒運転))

A教諭は、市内の飲食店で友人である別の学校のB教諭、会社員Cの三人で飲食し、それぞれビールを4~5杯飲んだ。その後三人で別の店へ行き、深夜2時頃まで飲食しながら話をした。その間、A教諭、会社員Cはビール、焼酎を飲んだが、B教諭は10時頃からカウンターで眠っていた。午前2時半頃A教諭がB教諭を起こして自宅まで送るよう依頼し、B教諭の運転する車にA教諭が同乗して帰宅することとなった。途中同市内交差点で転回禁止違反をした際、警邏中のパトカーに停車を命じられ、呼気検査を受けてB教諭は酒気帯び運転で検挙された。A教諭も道路交通法違反(同乗罪)の疑いで任意同行され、事情聴取を受けた。

〈例:A停職、B懲戒免職〉

#### (類似事例4:交通事故・違反(飲酒運転))

A教諭は市内で行われた教職員の懇親会に出席し、飲酒したため、運転代行業者を呼んで帰宅することにした。代行業者の運転で自宅へ向かったが、自宅手前約 100mにあるコンビニで買い物をするため、コンビニで車を降りた。買い物を済ませて、コンビニから自宅まで自分で運転して戻ったところでパトロール中の警察官の職務質問を受け、

#### 酒気帯び運転が発覚した。

〈例:懲戒免職〉

# (類似事例5:交通事故・違反(飲酒運転))

中学校に勤務するA教諭は私傷病休暇中、自宅でなかなか寝付けないため、午前2時半から焼酎3合を飲み、就寝した。翌日午後1時に目が覚め、レンタルビデオ店へビデオを返却するために車で外出した。途中、踏み切りで一旦停止を怠ったところを近くにいた警察官に目撃され、職務質問された際、酒気帯び運転が発覚した。

後日行われた聞き取り調査では、不安な気持ちを抑えるため、休暇中は昼夜を問わず 飲酒をしていたと本人は話している。

〈例:懲戒免職〉

# (類似事例6:交通事故・違反(自転車の飲酒運転))

小学校に勤務するA教諭は、地域の夜の会合に参加し、懇親の際に飲酒した。会合が終わり、自転車を運転して帰宅していた途中に、路上において前方の安全確認が不十分であったため、路上を歩いていた男性に気付くのが遅れ、自転車が男性の右腕付近に接触した。男性は、その弾みで転倒し、左側頭部打撲の加療2週間の傷害を負った。

〈例:停職〉